

岩手県大槌町における 林野火災に対する消防機関の活動について

総務省消防庁防災課

1. はじめに

令和8年4月22日、岩手県大槌町で出火した林野火災では、住家3棟、住家以外25棟の建物被害及び1,708haの山林が焼損し、最大時1,558世帯3,257人に避難指示が発令されるなど大きな被害が発生しました（令和8年7月27日現在）。

本林野火災では、発生直後の急激な延焼拡大から、管轄の釜石大槌地区行政事務組合消防本部、大槌町消防団及び釜石市消防団の対応に加え、岩手県内各地からの応援部隊の派遣、12都道府県からの緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣がそれぞれ早期に行われ、ヘリによる空中消火や市街地延焼を阻止するための地上からの消火活動等が昼夜を分かたず実施されました。



昼夜を問わず消火活動を実施



地上隊による消火活動の様子①

本稿では、この大槌町における林野火災において、懸命な活動にあたった消防機関の活動を紹介します。

2. 災害概要（令和8年7月27日現在）

(1)出火場所

岩手県上閉伊郡大槌町小鍬

岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里

(2)主な時間経過

出火【小鍬・吉里吉里】時分不明

覚知【小鍬】令和8年4月22日 13時53分

【吉里吉里】令和8年4月22日

16時22分

鎮圧【小鍬・吉里吉里】令和8年5月2日

13時00分

鎮火【小鍬・吉里吉里】令和8年5月29日

13時00分

(3)損 害

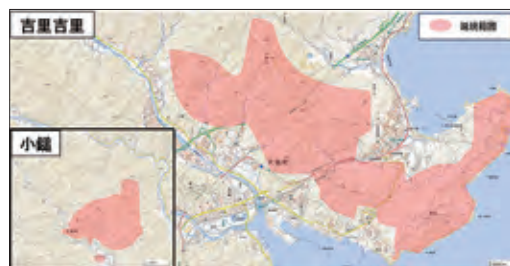
林野被害 【小鍬】473ha

【吉里吉里】1,235ha

人的被害 軽傷2名

住家・非住家被害 住家3棟

住家以外25棟



林野火災の延焼範囲

3. 消防機関の活動

本林野火災は、約10km離れた小鍬地区（22

日13時53分覚知)と吉里吉里地区(同日16時22分覚知)の2箇所が発生しました。発災の初日から管轄の釜石大槌地区行政事務組合消防本部、大槌町消防団、釜石市消防団、隣接の県内応援隊及び岩手県防災ヘリコプターによる消火活動が行われました。同日16時には自衛隊への災害派遣要請が行われ、翌日から自衛隊ヘリコプターによる散水が実施されました。

消防庁では、23日8時30分、延焼状況や過去の林野火災の教訓を踏まえ、まず、宮城県の統括指揮支援隊及び指揮支援隊並びに青森県及び秋田県の航空小隊に緊急消防援助隊の出動の求めを行い、現地の指揮支援活動を開始するとともに、陸上部隊の追加の要否も含めて情報収集にあたりました。14時00分には岩手県知事からの応援要請があり、同時刻に宮城県の都道府県大隊に出動の求めを行いました。その後も延焼状況や消防活動の状況に応じて部隊を増強し、24日13時05分には、消防庁長官の出動の求めから指示に切替えが行われています(以前の出動部隊についても出動の指示に切替え)。最終的には、陸上部隊は地元消防本部、消防団、岩手県全12消防本部の県内応援部隊に加え、11都道県からの緊急消防援助隊約1,200人、合わせて約1,400人規模の体制を構築し、航空部隊は消防防災ヘリコプター最大9機体制で、自衛隊ヘリコプターと連携して消火活動を実施しました。

陸上部隊は、市街地への延焼阻止を主目的に延焼阻止線を設けて昼夜を分かたず消火・警戒活動にあたりました。担当エリアを明確にした部隊配置のほか、部隊の創設後初めての活動となった安全管理部隊を中心に林野火災特有の安全管理にも配慮しながらローテーションを組んで活動しました。また、水利不足や山中への部隊投入に備え、大型水槽車や長距離送水が可能な海水利用型消防水利システムを搭載した特殊車両、小型救助車等を部隊に多く組み込んで出動させ、有効に活用しました。さらに、ドローンの赤外線カメラを活用して延焼範囲の把握や熱源の確認をするなど、保有する車両・資機材を有効に活用した消火活動を実施しました。

航空部隊は、消防防災ヘリコプターにより上空から情報収集活動及び熱源探査を実施するとともに、地上部隊が進出困難なエリアにおいて、市街地方向への延焼拡大を抑制することを主目的に消火活動を実施しました。本林野火災は延焼範囲が2箇所に分かれていたことから、小回りが効き、河川の水を活用して給水ができる消防防災ヘリは小槌地区を担当し、散水量の大きい自衛隊の大型ヘリは市街地に近い吉里吉里地区を担当するなど、活動空域を分けて消火活動を行いました。

懸命な消火活動等により、覚知から11日目の5月2日に鎮圧、38日目の5月29日に鎮火となりました。



地上隊による消火活動の様子②



消防防災ヘリへ補水する様子



町民に見送られる緊急消防援助隊

火山災害に対する備え

総務省消防庁防災課

1. はじめに

火山には、周辺地域において風光明媚な景観を呈し、生活を豊かにする面がある一方で、一たび噴火すると甚大な被害をもたらす面があります。日本にある111活火山の中で特に50火山の周辺地域（23都道府県）は火山災害警戒地域に指定されています（令和8年9月30日時点）。

2. 火山災害に関する情報を知る

過去の火山災害（御嶽山噴火災害）

平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害では、火口周辺で多数の死者・負傷者が出るなど甚大な被害が発生しました。噴火災害には、風水害のように大きな前兆が見られない場合があり、平成27年の活動火山対策特別措置法（活火山法）の改正により、登山者や観光客等に対しては、火山防災マップや噴火警戒レベルをはじめとした火山情報の収集など、火山の噴火等に対して備えをするよう努力義務が課されました。



御嶽山噴火災害に学ぶ
(消防庁HP 防災・危機管理e-カレッジより)

火山防災マップ

火山防災マップは、各火山の噴火活動の特徴や地理的特徴を踏まえて、噴火の影響が及ぶ範囲等を地図に示した火山ハザードマップ上に、避難対象地域・避難先等、防災上必要な情報を掲載したものです。事前に各自治体のホームページ等で確認し、いざというときに備えましょう。



鳥海山火山防災マップ（山形県遊佐町HPより）

噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」をレベル1から5の5段階に区分した指標で、火山の活動状況に応じ、気象庁から発表されます。中でも、レベル4又は5が発表された場合は、居住地域にも影響があるため、市町村から避難情報が発令されます。実際に、令和4年7月24日、鹿児島県の桜島で発生した噴火では、一時、噴火警戒レベル5「避難」が発表され、一部の市町村は避難指示を発令しました。

噴火が起きる前から火山防災マップと合わせて噴火警戒レベルを確認し、実際に噴火が起きた時の避難行動をシミュレーションしてみましょう。

3. 火山災害から身を守るために

噴気などの異常現象を発見した時※など、危険な兆候が見られた場合には、市町村からの避難情報の発令を待たず、直ちに安全行動をとることも重要です。特に、噴石から身を守る必要

種別	名 称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード			説明		
						火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）。	
			レベル 4	高齢者等 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル 3	入山規制		居住地域の近くで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意、入山規制）。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）。
		火口周辺	レベル 2	火口周辺 規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等）。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1	活火山で あることに 留意		火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。		特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

噴火警戒レベル（気象庁HPより）

がある状況では、速やかに近くの退避壕や小屋等に避難する、岩かげに身を隠すといった行動が有効です。

※発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅延なく市町村長又は警察官等に通報しなければなりません。

4. 富士山の大規模噴火と広域降灰への対策

富士山の大規模噴火による影響

日本一の高さを誇る富士山も活動火山の一つです。富士山における噴火は1707年の宝永噴火を最後に、その後の約300年間確認されていません。しかしながら、大量の降灰をもたらす大規模噴火がひとたび発生すると、その影響は富士山の周辺地域に留まらず、首都圏を含む広範囲に及ぶと想定されています。

広域降灰対策の基本方針

令和7年3月に内閣府（防災担当）が策定した「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」では、火山灰の量に応じて生じる様々な被害の様相を、4つの「ステージ」に分けて、対策の考え方や留意点等を整理しています。この中で、ステージ1～3においては、できる限り

ステージに応じた被害の様相				
火山灰の量に応じて生じる様々な被害の様相を、4つの「ステージ」に分けて、対策の考え方や留意点等を整理しました。				
ステージ	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 4
降灰量	微量～3 cm	3 cm～30 cm 被害 小	3 cm～30 cm 被害 大	▲30 cm 以上 土石流が想定される範囲
建物倒壊	—	大スパンの建物※1は損壊の可能性	—	木造家屋倒壊の危険 （高層化）
輸送・移動・物資 供給・ライフライン	鉄道・航空機等運航停止 物資供給支障	道路通行・物資供給困難※2 ライフライン影響小	▲道路通行・物資供給困難 ライフライン影響大 （高層化）	—
基本的な行動※3	生活を継続	生活を継続	生活を継続 （状況に応じて移動）	▲原則避難 噴火直後は建物に避難
通院・介護サービスが 必要な人※4	生活を継続	生活を継続 （状況に応じて移動）	▲原則避難	—

※1：体育館等の支柱から支柱までの間隔や開口が大きい建物。

※2：一時的に供給困難となることもあるが、応急対応により生活継続が可能な状況。

※3：降灰中で視界が低下する等により屋外での行動が危険を伴う場合は、基本的に自宅等の屋内にとどまる。

避難準備が完了したため、屋外での移動が安全と判断された場合は、避難場所等の被害等を持つは特に留意。

※4：降灰に伴う社会活動の低下等により活動、通勤による生活が継続できずやむを得ず危険が及ぶ人（例：通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等）、要介護者のうち、自宅等で生活を継続可能な人は、一般住民と同様の行動をとる。

ステージに応じた被害の様相
（リーフレット「火山灰への備え」（内閣府・気象庁）より）

降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することが基本とされています。

自宅での生活を継続するために

降灰の場合、食料・飲料水や衛生用品など、他災害と共通の備えだけではなく、火山灰の吸入を防ぐための防塵マスク、エアコンの室外機からの侵入を防ぐための防塵カバー、降灰を除去するためのスコップなど降灰対策特有の備えも必要になります。

降灰により自宅での生活継続が長期化する可能性も想定し、一週間分以上は備蓄を行っておくようにしましょう。